

北秋田市告示第 1 2 5 号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和 3 3 年法律第 7 9 号）第 9 条第 1 項及び同法施行規則第 5 条の規定に基づき、次のとおり告示する。

その関係図面は、令和 8 年 9 月 1 日から 2 週間、当市建設部上下水道課、市民生活部生活環境課に備え置いて縦覧に供する。

令和 8 年 9 月 1 日

北秋田市長 津谷 永光

記

- 1 供用及び下水の処理を開始する年月日
鷹巣処理区 令和 8 年 9 月 1 日
- 2 供用及び下水の処理を開始する区域
鷹巣処理区 綴子字大堤、脇神字平崎上岱の一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示する
- 4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式
- 5 終末処理場の位置及び名称
鷹巣処理区 鷹巣浄化センター 北秋田市鷹巣字小沼 1 9 番地